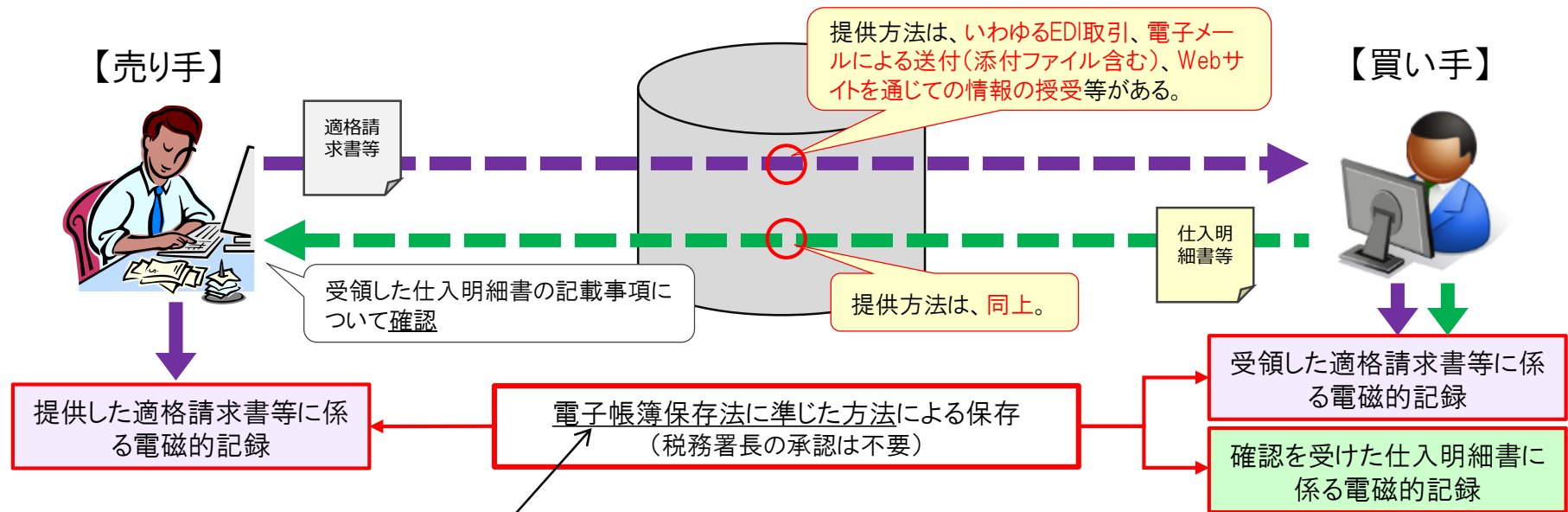


適格請求書等の電磁的記録による提供について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- その際、提供した（提供を受けた）電磁的記録については、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となる。（税務署長の承認は不要）
- 仕入明細書のように買い手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売り手の確認を受けたものを電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、仕入税額控除が可能となる。



次の①～④を満たす方法

- ① 電磁的記録について次のイ～ハに掲げる措置のいずれかを行うこと
 - イ タイムスタンプを付す（電帳規 8 ①一・二）
 - 訂正削除について一定の要件を満たすシステムを使用する（電帳規 8 ①三）
 - ハ 訂正削除防止に関する事務処理規程を定める（電帳規 8 ①四）
- ② システム概要書等の備付け（電帳規 3 ①三、8 ①）
- ③ 操作説明書の備え付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保（電帳規 3 ①四、8 ①）
- ④ 検索機能の確保（電帳規 3 ①五、8 ①）

（注）整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。